

知立市総合公共交通会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、知立市総合公共交通会議（以下「交通会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 交通会議は、道路運送法（昭和26年運輸省令第75号）施行規則第4条第2項の規定に基づき、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を調査審議するための地域公共交通会議、及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画に関し必要な事項を調査審議するための協議会として設置する。

(協議事項)

第3条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な旅客運送の態様に関する事項
- (2) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金に関する事項
- (4) 地域公共交通計画の作成、実施及び評価に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認める事項

(交通会議の委員)

第4条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 都市交通又は福祉の関係者
- (3) 地域団体又は公共的団体を代表する者
- (4) 住民又は利用者を代表する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 市の職員
- (7) 市長又はその指名する者
- (8) その他の交通会議の運営上必要と認められる者

2 前項第2号及び第5号に掲げる委員については、交通会議に代理人を出席させることができる。この場合において、当該委員はあらかじめその旨を申し出るとともに委任状を提出しなければならない。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げないものとする。

(オブザーバー)

第6条 次条第1項第1号の会長は、交通会議に特別の事項を協議する必要があるときは、オブザーバーを選任することができる。

(役員)

第7条 交通会議に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 議長 1名

(4) 監事 1名

2 会長は、市長又はその指名する者をもって充てる。

3 会長は、交通会議を代表する。

4 議長は、委員の互選によって定め、副会長、監事は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

6 議長は、交通会議を総理する。

7 監事は、交通会議の監査事務を行う。

(会議)

第8条 交通会議は、会長が招集する。

2 交通会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 交通会議の議事は、全会一致で決することを原則とする。ただし、多数をもって決することについてやむを得ないと認めるときは、出席委員（代理人を含む）の過半数をもって決する。

4 交通会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開とすることにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

(会議の特例)

第9条 会長は、次の各号のいずれかの事由に該当するときは、書面等により委員の意見を聴取し、又は賛否を問い、会議に代えることができる。

- (1) 至急の議決が必要で会議を開催する時間の余裕がないとき
 - (2) 災害等のやむを得ない事情により委員を招集することが適切ではないとき
 - (3) その他会長が必要と認めるとき
- (協議結果の取扱い)

第 10 条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(軽微な修正又は変更)

第 11 条 交通会議において協議が調った事項について、次に掲げるものその他軽微な修正又は変更をしようとするときは、会議での協議を省略することができるものとする。

- (1) バス停の名称変更
 - (2) ルートの変更を伴わないバス停の位置の変更
- (運賃料金部会)

第 12 条 交通会議は旅客輸送に係る運賃及び料金（以下「運賃等」）を協議するため、運賃料金部会を置く。

2 運賃料金部会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域における需要に応じ、当該地域の住民の生活のための旅客の運送に係る運賃等に関する事項
- (2) その他運賃料金部会が必要と認める事項

3 運賃料金部会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 当該運賃等を定めようとする旅客自動車運送事業者
- (3) 中部運輸局愛知運輸支局を代表する者
- (4) 住民又は利用者を代表する者

4 前項第 2 号及び第 3 号に掲げる委員については、運賃料金部会に代理人を出席させることができる。この場合において、当該委員はあらかじめその旨を申し出るとともに委任状を提出しなければならない。

(オブザーバー)

第 13 条 次条第 1 項第 1 号の部会長は、運賃料金部会に特別の事項を協議する必要があるときは、オブザーバーを選任することができる。

(役員)

第 14 条 運賃料金部会に次の役員を置く。

- (1) 部会長 1 名
- (2) 議長 1 名
- 2 部会長は、市長又はその指名する者をもって充てる。
- 3 部会長は、運賃料金部会を代表する。
- 4 部会長は、運賃料金部会を総理する議長を選任することができる。
- 5 前項に定める議長は、第 4 条第 1 号に規定する学識経験を有する者とし、運賃料金部会の議決には加わらない。
- 6 部会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。
- 7 運賃料金部会の議事は、全会一致で決することを原則とする。ただし、多数をもって決することについてやむを得ないと認めるときは、出席委員（代理人を含む）の過半数をもって決する。
- 8 運賃料金部会は、原則として公開とする。ただし、会議を公開とすることにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 9 部会長は運賃料金部会での協議結果を、速やかに交通会議会長に報告するものとする。
- 10 前項までに定めるもののほか、運賃料金部会の運営に関して必要な事項は、部会長が運賃料金部会に諮り定める。

（事務局）

第 15 条 交通会議の運営に係る事務は、知立市都市整備部まちづくり課で行う。

- 2 事務局に関して必要な事項は、会長が別に定める。

（監査）

第 16 条 交通会議の出納監査は、監事が行う。

- 2 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

（財務に関する事項）

第 17 条 交通会議の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（委任）

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 知立市総合公共交通会議運営規程（平成 29 年 4 月 1 日）を廃止する。